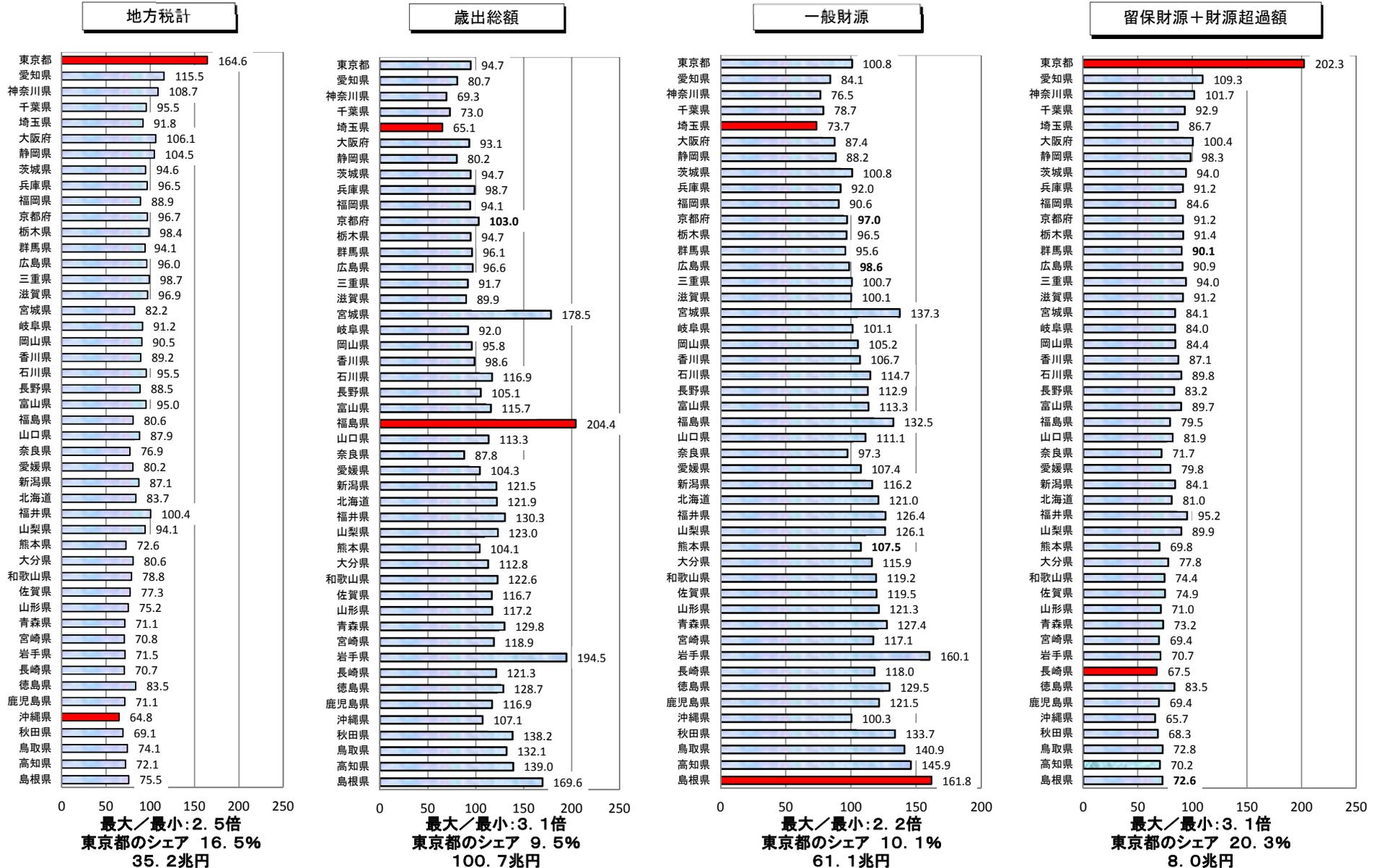


## 税収等(県・市町村分)都道府県別比較グラフ 第11回検討会からの変更点

- 「歳出総額」において、都道府県から市町村への各種交付金※分(約1兆6500億円)が、都道府県と市町村の歳出に二重計上されていたことから、その分を都道府県分から控除。
- 同じく「歳出総額」において、都から特別区への特別区財政調整交付金分(約8900億円)が、都と特別区の歳出に二重計上されていたことから、その分を都分から控除。
- 「基準財政需要額」及び「標準財政規模」において、特別区分が計上されていなかったことから、その分を修正。

※ 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金

# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成23年度）



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体（臨時財政対策債発行可能額振替前）について財源超過額を加算した数値である

※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額

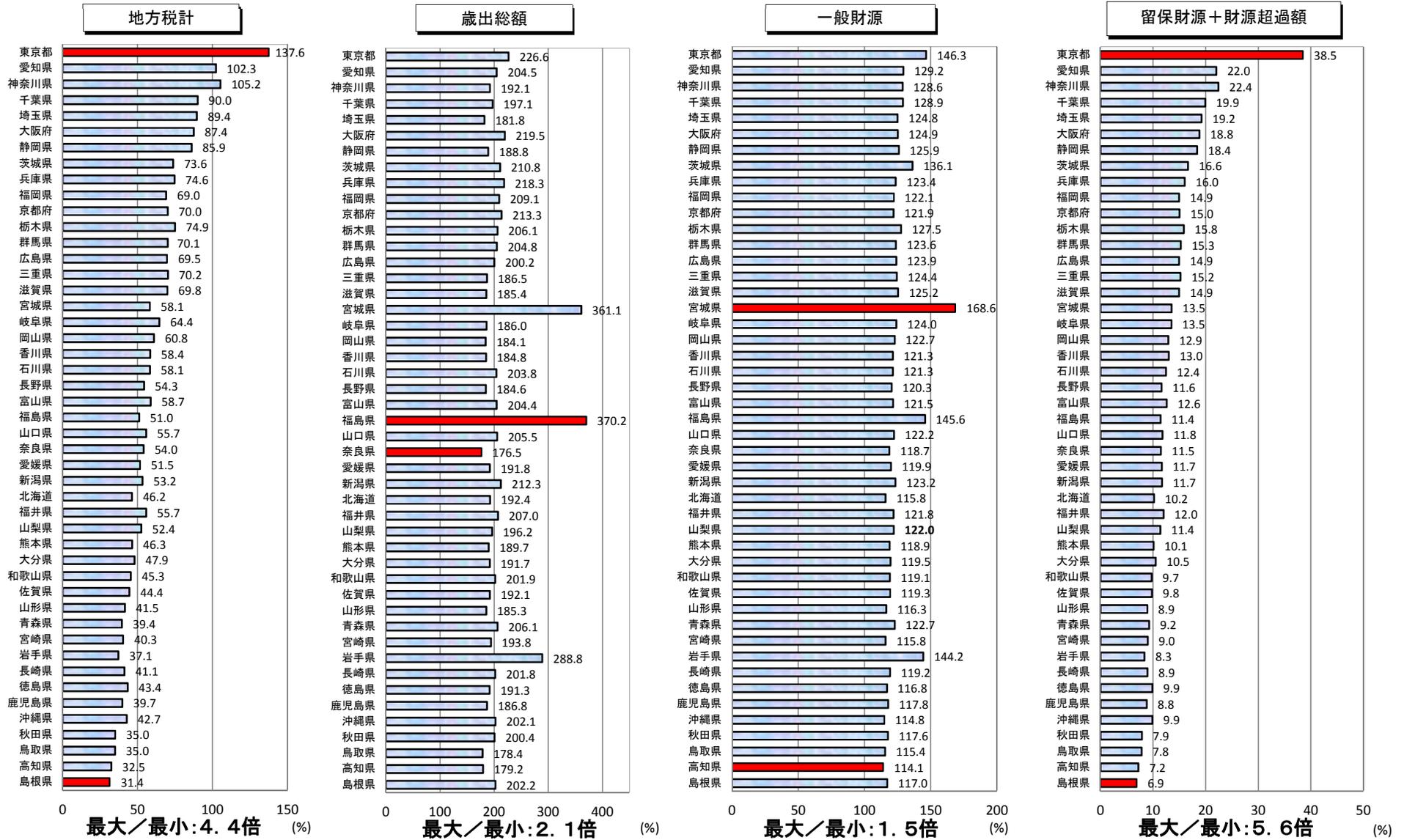
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成23年度末時点の住民基本台帳人口による

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。

# 税収等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成23年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

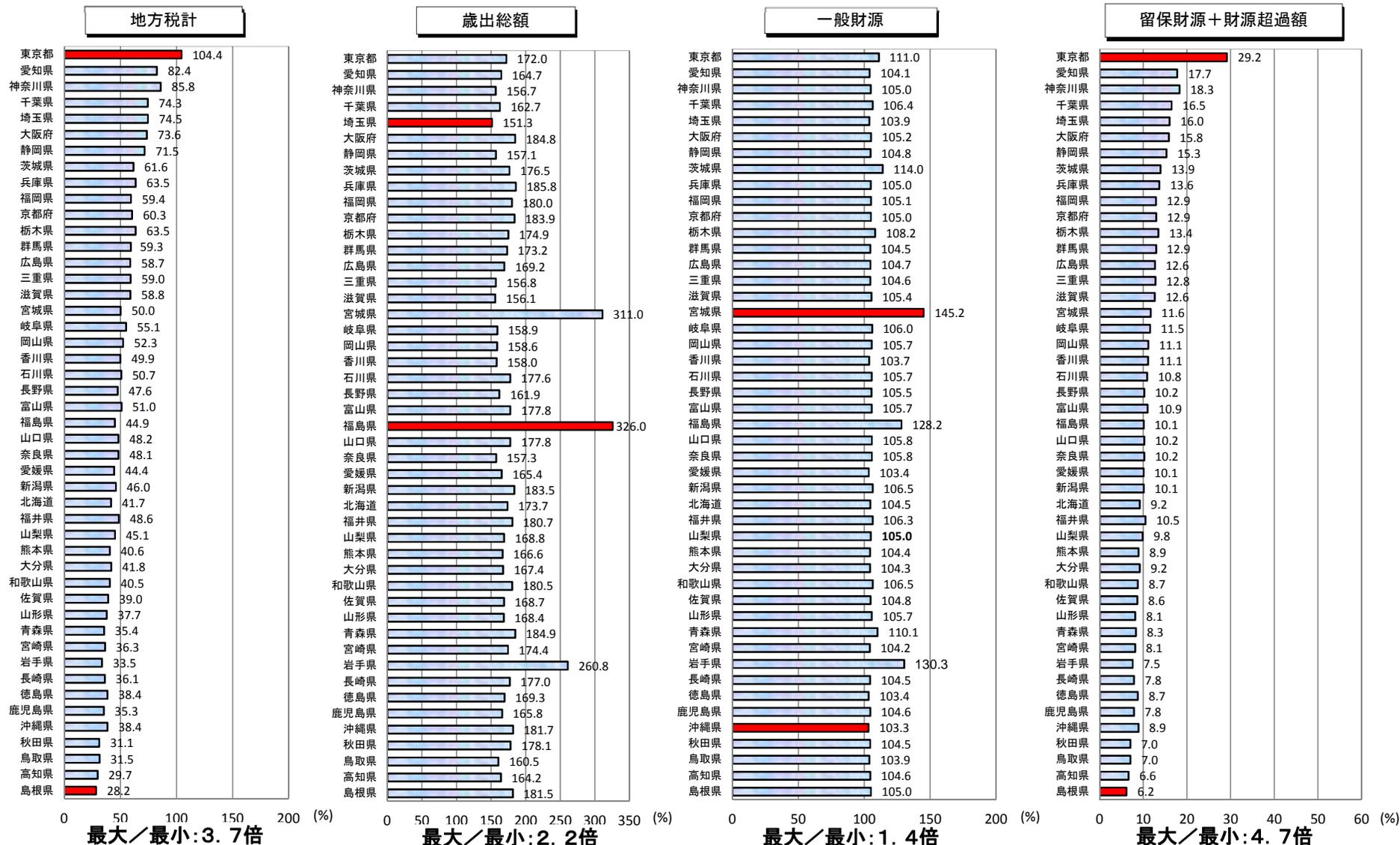
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。

# 税收等(県・市町村分合計)の標準財政規模に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※「標準財政規模」は、平成23年度決算の数値

※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

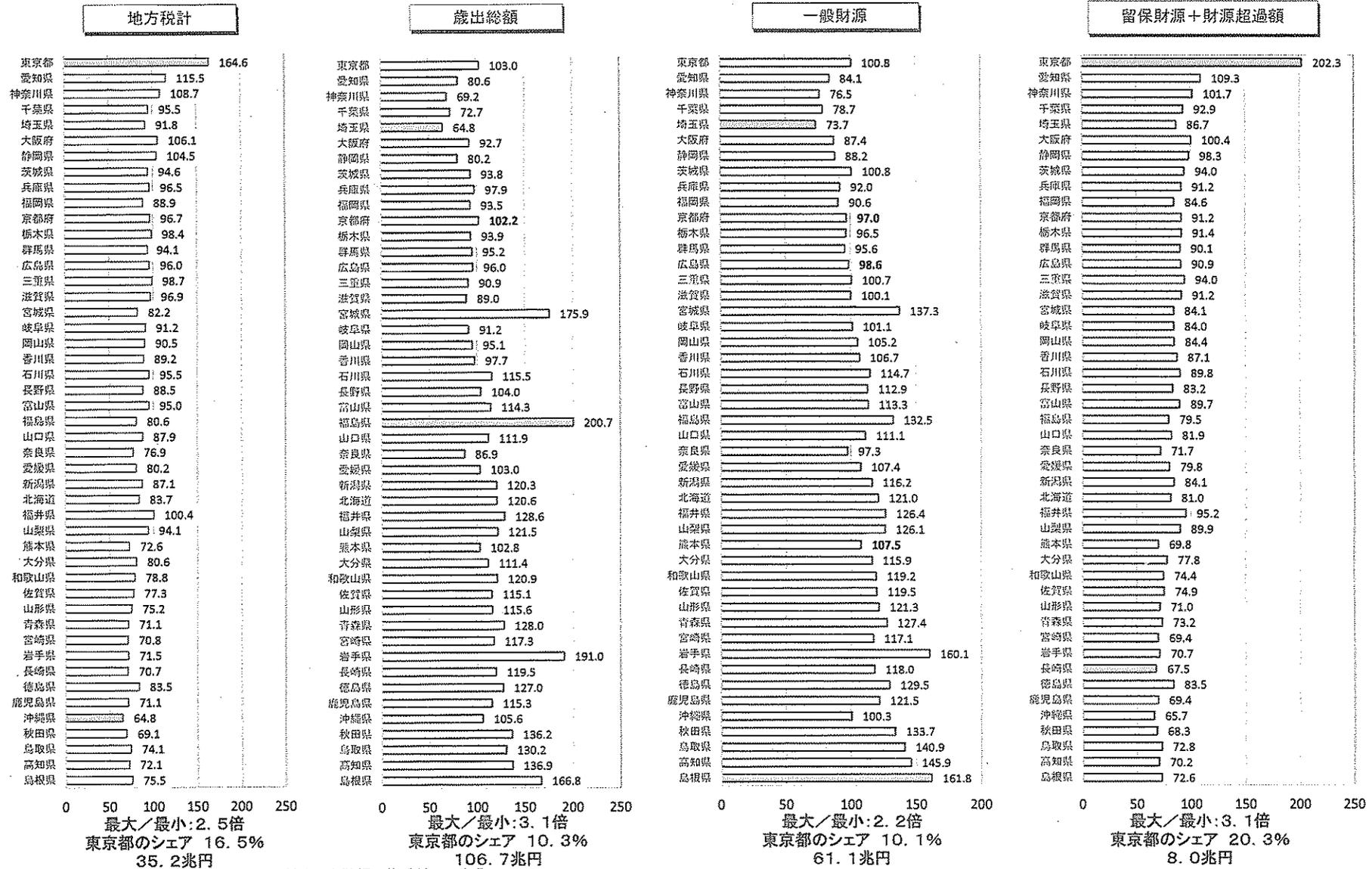
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの標準財政規模に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

※団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。

人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成23年度）



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額

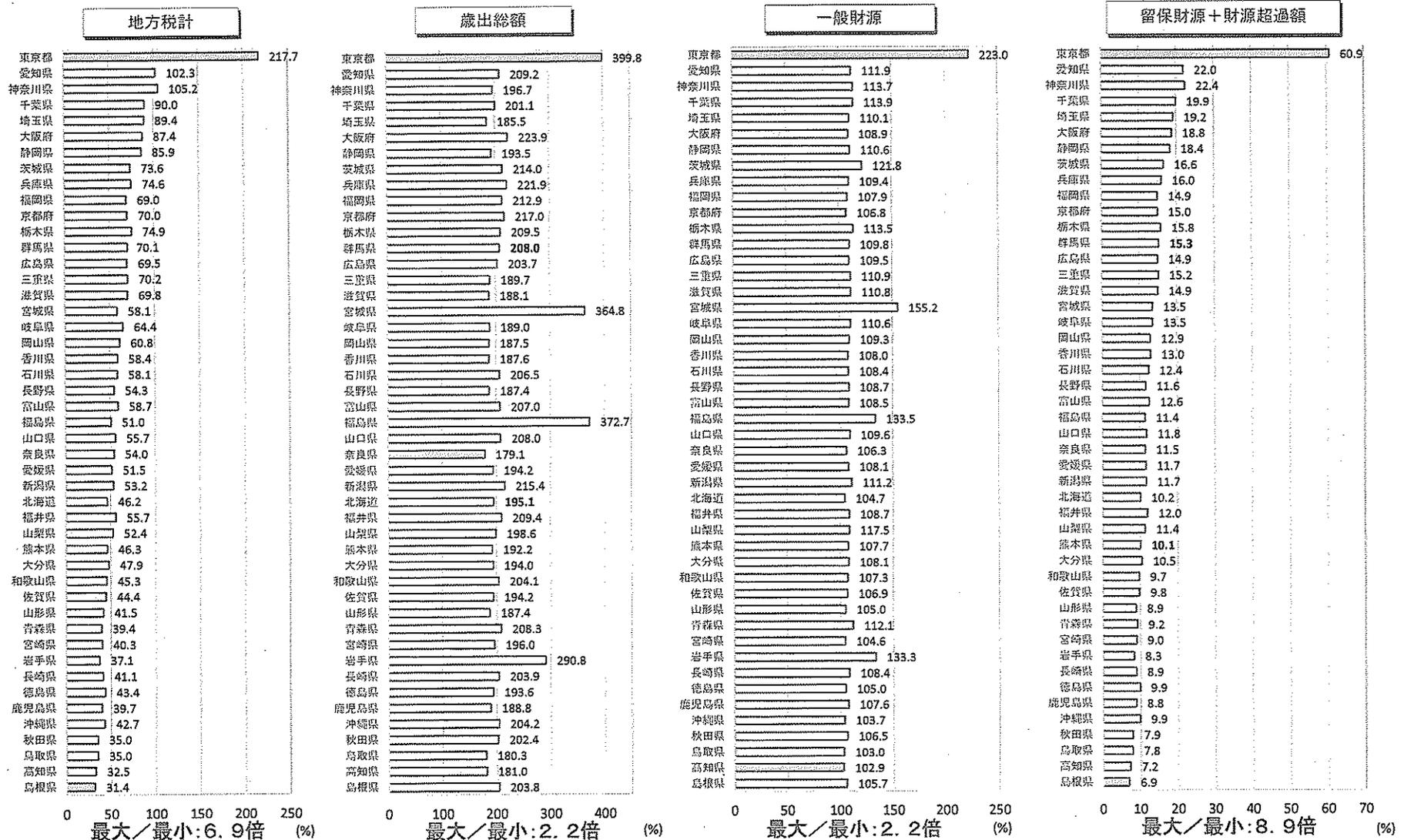
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成23年度末時点の住民基本台帳人口による

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。

# 税収等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成23年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

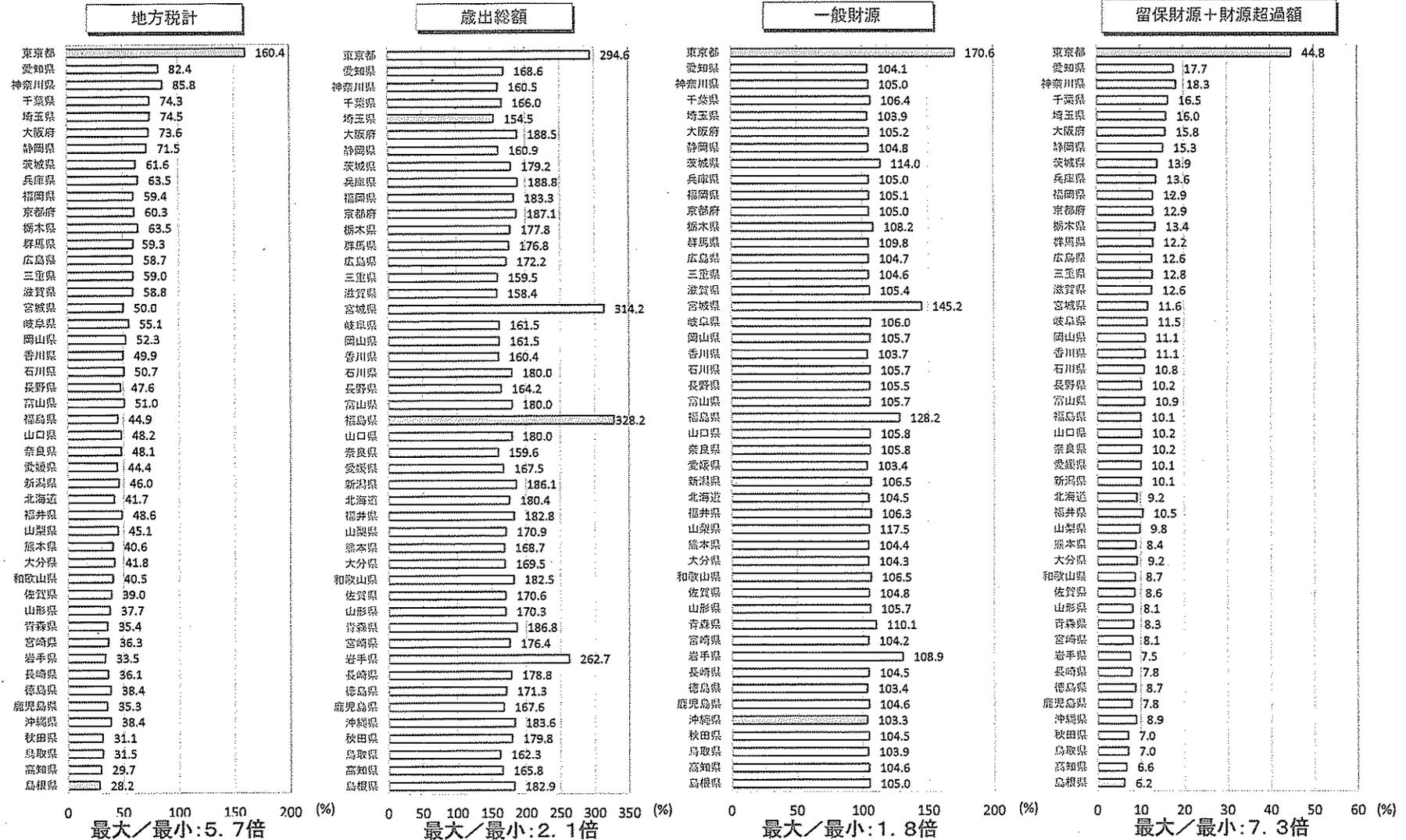
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。

# 税収等(県・市町村分合計)の標準財政規模に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である  
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である  
 ※「標準財政規模」は、平成23年度決算の数値  
 ※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額  
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※「最大/最小」は、各都道府県ごとの標準財政規模に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である  
 ※団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。  
 ※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出が通常よりも増加していることに留意。